

用地調査等業務共通仕様書の一部を次のように改正する。  
 次の表の赤字で示す箇所について、改正後の欄に掲げる規定のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																										
<b>用地調査等業務共通仕様書</b>  [略] 第14章 <b>地盤変動影響</b> 調査等 第1節 調査 第155条 ( <b>地盤変動影響</b> 調査)  <b>第1章 総 則</b>	<b>用地調査等業務共通仕様書</b>  [略] 第14章 <b>工損</b> 調査等 第1節 調査 第155条 ( <b>工損</b> 調査)  <b>第1章 総 則</b>																																																																																																																																																																										
表1 業務従事者の資格 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第3章 権利調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第4章 用地測量</td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第5章 土地評価</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち非木造建物調査</td><td>一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査</td><td>一 補償業務管理士(物件部門)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査</td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第7章 営業その他の調査のうち営業に関する調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>四 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>五 (略)</td></tr> <tr><td>第7章 営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第8章 消費税等調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>四 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>五 (略)</td></tr> <tr><td>第9章 予備調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第10章 移転工法案の検討</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第11章 再算定業務</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第12章 補償説明</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第13章 事業認定申請図書等の作成</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第14章 <b>地盤変動影響</b>調査等</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第15章 その他の業務の調査及び補償額の算定</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第16章 写真台帳の作成</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第17章 土地調書及び物件調書の作成等</td><td>一 (略)</td></tr> </tbody> </table>	業務内容	資 格	第3章 権利調査	一 (略)	第4章 用地測量	二 (略)	第5章 土地評価	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第6章 建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査	一 (略)	第6章 建物等の調査のうち非木造建物調査	一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士	第6章 建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査	一 補償業務管理士(物件部門)	第6章 建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査	二 (略)	第7章 営業その他の調査のうち営業に関する調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)		四 (略)		五 (略)	第7章 営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査	一 (略)	第8章 消費税等調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)		四 (略)		五 (略)	第9章 予備調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第10章 移転工法案の検討	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第11章 再算定業務	一 (略)	第12章 補償説明	一 (略)		二 (略)	第13章 事業認定申請図書等の作成	一 (略)	第14章 <b>地盤変動影響</b> 調査等	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第15章 その他の業務の調査及び補償額の算定	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第16章 写真台帳の作成	一 (略)	第17章 土地調書及び物件調書の作成等	一 (略)	表1 業務従事者の資格 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第3章 権利調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第4章 用地測量</td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第5章 土地評価</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち非木造建物調査</td><td>一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士</td></tr> <tr><td></td><td>二 補償業務管理士(物件部門)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第6章 建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>四 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>五 (略)</td></tr> <tr><td>第7章 営業その他の調査のうち営業に関する調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>四 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>五 (略)</td></tr> <tr><td>第7章 営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第8章 消費税等調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>四 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>五 (略)</td></tr> <tr><td>第9章 予備調査</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第10章 移転工法案の検討</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第11章 再算定業務</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第12章 補償説明</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td>第13章 事業認定申請図書等の作成</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第14章 <b>工損調査</b>等</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第15章 その他の業務の調査及び補償額の算定</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>二 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>三 (略)</td></tr> <tr><td>第16章 写真台帳の作成</td><td>一 (略)</td></tr> <tr><td>第17章 土地調書及び物件調書の作成等</td><td>一 (略)</td></tr> </tbody> </table>	業務内容	資 格	第3章 権利調査	一 (略)	第4章 用地測量	二 (略)	第5章 土地評価	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第6章 建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査	一 (略)	第6章 建物等の調査のうち非木造建物調査	一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士		二 補償業務管理士(物件部門)	第6章 建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査	一 (略)		二 (略)	第6章 建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)		四 (略)		五 (略)	第7章 営業その他の調査のうち営業に関する調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)		四 (略)		五 (略)	第7章 営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査	一 (略)		二 (略)	第8章 消費税等調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)		四 (略)		五 (略)	第9章 予備調査	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第10章 移転工法案の検討	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第11章 再算定業務	一 (略)	第12章 補償説明	一 (略)		二 (略)	第13章 事業認定申請図書等の作成	一 (略)	第14章 <b>工損調査</b> 等	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第15章 その他の業務の調査及び補償額の算定	一 (略)		二 (略)		三 (略)	第16章 写真台帳の作成	一 (略)	第17章 土地調書及び物件調書の作成等	一 (略)
業務内容	資 格																																																																																																																																																																										
第3章 権利調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
第4章 用地測量	二 (略)																																																																																																																																																																										
第5章 土地評価	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち非木造建物調査	一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査	一 補償業務管理士(物件部門)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査	二 (略)																																																																																																																																																																										
第7章 営業その他の調査のうち営業に関する調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
	四 (略)																																																																																																																																																																										
	五 (略)																																																																																																																																																																										
第7章 営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
第8章 消費税等調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
	四 (略)																																																																																																																																																																										
	五 (略)																																																																																																																																																																										
第9章 予備調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第10章 移転工法案の検討	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第11章 再算定業務	一 (略)																																																																																																																																																																										
第12章 補償説明	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
第13章 事業認定申請図書等の作成	一 (略)																																																																																																																																																																										
第14章 <b>地盤変動影響</b> 調査等	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第15章 その他の業務の調査及び補償額の算定	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第16章 写真台帳の作成	一 (略)																																																																																																																																																																										
第17章 土地調書及び物件調書の作成等	一 (略)																																																																																																																																																																										
業務内容	資 格																																																																																																																																																																										
第3章 権利調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
第4章 用地測量	二 (略)																																																																																																																																																																										
第5章 土地評価	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち木造建物調査、木造特殊建物調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち非木造建物調査	一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士																																																																																																																																																																										
	二 補償業務管理士(物件部門)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち機械設備調査、生産設備調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
第6章 建物等の調査のうち附帯工作物調査、立竹木調査、庭園調査、墳墓等調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
	四 (略)																																																																																																																																																																										
	五 (略)																																																																																																																																																																										
第7章 営業その他の調査のうち営業に関する調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
	四 (略)																																																																																																																																																																										
	五 (略)																																																																																																																																																																										
第7章 営業その他の調査のうち居住者調査、動産調査、その他の調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
第8章 消費税等調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
	四 (略)																																																																																																																																																																										
	五 (略)																																																																																																																																																																										
第9章 予備調査	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第10章 移転工法案の検討	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第11章 再算定業務	一 (略)																																																																																																																																																																										
第12章 補償説明	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
第13章 事業認定申請図書等の作成	一 (略)																																																																																																																																																																										
第14章 <b>工損調査</b> 等	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第15章 その他の業務の調査及び補償額の算定	一 (略)																																																																																																																																																																										
	二 (略)																																																																																																																																																																										
	三 (略)																																																																																																																																																																										
第16章 写真台帳の作成	一 (略)																																																																																																																																																																										
第17章 土地調書及び物件調書の作成等	一 (略)																																																																																																																																																																										

## 改 正 後

## (用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより、行うものとする。

一～二 (略)

表2 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 <u>・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u>
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で、建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは <u>コンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)</u> により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</u>

(注) (略)

## 改 正 前

## (用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより、行うものとする。

一～二 (略)

表2 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組(在来)工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組(在来)工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物</u>
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組(在来)工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で、建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等</u> の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u>

(注) (略)

改 正 後	改 正 前
<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第11条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者等<sup>等</sup>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者等<sup>等</sup>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者等<sup>等</sup>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は破損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>(木造建物)</p> <p>第71条 木造建物〔I〕の調査は、<u>軸組工法により建築されている木造建物</u>にあっては、<u>建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組</u></p>	<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第11条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者側<sup>側</sup>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は破損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(木造建物)</p> <p>第71条 木造建物〔I〕の調査は、<u>建物移転料算定要領（平成28年4月21日付け九州地区用地対策連絡会理事会決議（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。））により行うものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>工法]</u>という。)により行うものとし、<u>ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]という。)</u>により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法]又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]のいずれかを</u>準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>(木造特殊建物)</b> 第72条 木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法]を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</u></p> <p><b>(建物等の配置図の作成)</b> 第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。 一～六 (略) 七 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) <u>構造概要・建築工法</u> (7) <u>建築面積</u> (8) 建物延べ床面積</p>	<p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>(木造特殊建物)</b> 第72条 木造特殊建物の調査は、<u>前条第2項及び第3項を準用するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>(建物等の配置図の作成)</b> 第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。 一～六 (略) 七 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) <u>構造概要</u> (7) <u>建築面積 (一階の床面積をいう。以下同じ。)</u> (8) 建物延べ床面積</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の<u>図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の<u>図面は、木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>3 調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>3 調査書は、<u>木造建物要領</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>
<p>(木造建物)</p> <p>第94条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれか</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第94条 受注者は、木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>(木造特殊建物)</b>  第95条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に<u>積算するものとする。</u>  なお、その積算にあたっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>第2条第3項に定めるところによるものとする。  2 (略)</p> <p><b>(居住者等に関する調査)</b>  第107条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。  一～五 (略)  2 (略)  3 前2項の調査は、<u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。））、家賃減収補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。））又は借家人補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知（以下「借家人要領」という。））</u>により行うものとする。</p> <p><b>(調査書の作成)</b>  第109条 営業に関する調査書は、第106条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。  2 居住者等に関する調査書は、第107条の調査結果を基に居住者調査表（様式第13号の1、第13号の2）<u>により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。</u>  3 (略)</p> <p><b>(補償額の算定)</b>  第110条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。<u>この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、こ</u></p>	<p><b>(木造特殊建物)</b>  第95条 受注者は、木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。  なお、その積算にあたっては、<u>木造建物要領</u>第2条第3項に定めるところによるものとする。  2 (略)</p> <p><b>(居住者等に関する調査)</b>  第107条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。  一～五 (略)  2 (略)  3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u>により行うものとする。</p> <p><b>(調査書の作成)</b>  第109条 営業に関する調査書は、第106条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。  2 居住者等に関する調査書は、第107条の調査結果を基に居住者調査表（様式第13号の1、第13号の2）に<u>所定の事項を記載することにより作成するものとする。</u>  3 (略)</p> <p><b>(補償額の算定)</b>  第110条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。<u>この場合において、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、</u>建物及び工作物の移転料の算定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。</p> <p>2 <u>仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u></p> <p>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</p> <p>4 <u>移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成30年3月8日付け国土用第49号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。</u></p> <p><b>（調査）</b>  第113条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定するために必要な資料を収集することにより行うものとする。  一～十六 （略）  十七 <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u>  十八 <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u>  十九 その他の資料</p> <p><b>（補償説明）</b>  第133条 補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明</u>を行うことをいう。</p> <p><b>（概況ヒアリング等）</b>  第135条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から、<u>当該事業の計画概要</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>権利者ごとの補償内容</u>、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、<u>概況を把握するものとする。</u></p>	<p>業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</p> <p>3 <u>その他、監督員が不必要と認め指示した場合を除き、原則として、仮住居補償、移転雑費補償その他通常生じる損失の補償額の算定を行う。</u></p> <p><b>（調査）</b>  第113条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定するために必要な資料を収集することにより行うものとする。  一～十六 （略）  <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  十七 その他の資料</p> <p><b>（補償説明）</b>  第133条 補償説明とは、<u>権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。</u></p> <p><b>（概況ヒアリング等）</b>  第135条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から<u>当該事業の内容</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>補償内容</u>、<u>各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受けるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第136条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これらの業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討</li> <li>二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理</li> <li>三 権利者等に対する説明用資料の作成</li> </ol> <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第137条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u></li> <li>二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得ておくこと。</li> </ol> <p>2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第138条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第16号)に記載するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第139条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。</p>	<p>2 受注者は、<u>現地踏査後に</u>補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第136条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討</li> <li>二 権利者ごとの補償内容等の整理</li> <li>三 権利者に対する説明用資料の作成</li> </ol> <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第137条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>2名以上の者を一組として権利者と面接すること。</u></li> <li>二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得ておくこと。</li> </ol> <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第138条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第16号の1)に記載するものとする。</p> <p><u>2 受注者は、第1項により作成した補償説明記録簿の総括表として、補償説明業務状況総括表(様式第16号の2)を作成するものとする。</u></p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第139条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。</p>



改 正 後	改 正 前
<p>2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者が説明を受け付けないとき若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>
<p><b>第14章 地盤変動影響調査</b></p> <p><b>(地盤変動影響調査)</b></p> <p>第155条 地盤変動影響調査とは、宮崎県県土整備部が所掌する公共工事に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p> <p><b>(調査)</b></p> <p>第156条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成26年4月24日付け九州地区用地対策連絡会理事会決議）により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>(費用負担の説明)</b></p> <p>第160条 費用負担の説明とは、宮崎県県土整備部が所掌する公共工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><b>(概況ヒアリング等)</b></p> <p>第161条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概</p>	<p><b>第14章 工 損 調 査 等</b></p> <p><b>(工損調査)</b></p> <p>第155条 工損調査とは、宮崎県県土整備部が所掌する公共工事に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p> <p><b>(調査)</b></p> <p>第156条 工損調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成26年4月24日付け九州地区用地対策連絡会理事会決議）により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>(費用負担の説明)</b></p> <p>第160条 費用負担の説明とは、宮崎県県土整備部が所掌する公共工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><b>(概況ヒアリング等)</b></p> <p>第161条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損</p>

改 正 後	改 正 前
<p>要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容等</u>、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、<u>概況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、現地踏査<u>及び概況ヒアリングを行った</u>後に費用負担の説明の対象となる権利者等<u>に対し、面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 [注] (略)</p> <p>(説明資料の作成等) 第162条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</u> 一～三 (略) [注] (略)</p> <p>(権利者に対する説明) 第163条 権利者に対する説明は、<u>監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u> 一 <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u> 二 (略) 2 (略)</p> <p>(記録簿の作成) 第164条 受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿<u>(様式第16号)</u>に記載するものとする。 2 (略)</p> <p>附 則 この仕様書は、平成25年10月1日から施行する。</p>	<p>傷の状況、<u>費用負担の内容等、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 [注] (略)</p> <p>(説明資料の作成等) 第162条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 一～三 (略) [注] (略)</p> <p>(権利者に対する説明) 第163条 権利者に対する説明は、<u>次の各号により行うものとする。</u> 一 <u>2名以上の者を一組として権利者と面接すること。</u> 二 (略) 2 (略)</p> <p>(記録簿の作成) 第164条 受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿<u>(様式第16号の1)</u>に記載するものとする。 2 (略)</p> <p>附 則 この仕様書は、平成25年10月1日から施行する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 この仕様書は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成28年5月17日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成29年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成30年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和元年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和3年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和4年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この仕様書は、令和6年5月31日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この仕様書は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成28年5月17日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成29年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成30年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和元年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和3年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和4年5月31日から施行する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>【様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与品等引渡通知書（様式第1号）</li> <li>・貸与品等受領書（様式第2号）</li> <li>・貸与品等精算書（様式第3号）</li> <li>・貸与品等返納書（様式第4号）</li> <li>・障害物伐除報告書（様式第5号）</li> <li>・履行状況報告書（様式第6号）</li> <li>・土地の登記記録調査表（一覧）（様式第7号の1）</li> <li>・土地の登記記録調査表（様式第7号の2）</li> <li>・土地調査表（様式第8号）</li> <li>・建物の登記記録調査表（一覧）（様式第9号の1）</li> <li>・建物の登記記録調査表（様式第9号の2）</li> <li>・権利者調査表（土地）（様式第10号の1）</li> <li>・権利者調査表（建物）（様式第10号の2）</li> <li>・土地境界確認書（様式第11号）</li> <li>・計画概要表（検討資料）（様式第12号の1）</li> <li>・計画概要表（様式第12号の2）</li> <li>・面積比較表（様式第12号の3）</li> <li>・計画概要比較表（様式第12号の4）</li> <li>・居住者調査表（様式第13号の1）</li> <li>・居住者調査表（様式第13号の2）</li> <li>・消費税等調査表（様式第14号）</li> <li>・企業概要書（様式第15号の1）</li> <li>・移転工法（計画）案検討概要書（様式第15号の2）</li> <li>・移転工法（計画）各案の比較表（様式第15号の3）</li> <li>・補償説明記録簿（<u>様式第16号</u>）</li>   <li>・費用負担説明業務状況総括表（様式第17号）</li> <li>・土地調書（様式第18号）</li> <li>・物件調書（様式第19号）</li> <li>・担当技術者通知書（様式第20号）</li> <li>・身分証明書（様式第21号）</li> <li>・照査結果報告書（様式第22号）</li> <li>・用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第23号）</li> </ul>	<p>【様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与品等引渡通知書（様式第1号）</li> <li>・貸与品等受領書（様式第2号）</li> <li>・貸与品等精算書（様式第3号）</li> <li>・貸与品等返納書（様式第4号）</li> <li>・障害物伐除報告書（様式第5号）</li> <li>・履行状況報告書（様式第6号）</li> <li>・土地の登記記録調査表（一覧）（様式第7号の1）</li> <li>・土地の登記記録調査表（様式第7号の2）</li> <li>・土地調査表（様式第8号）</li> <li>・建物の登記記録調査表（一覧）（様式第9号の1）</li> <li>・建物の登記記録調査表（様式第9号の2）</li> <li>・権利者調査表（土地）（様式第10号の1）</li> <li>・権利者調査表（建物）（様式第10号の2）</li> <li>・土地境界確認書（様式第11号）</li> <li>・計画概要表（検討資料）（様式第12号の1）</li> <li>・計画概要表（様式第12号の2）</li> <li>・面積比較表（様式第12号の3）</li> <li>・計画概要比較表（様式第12号の4）</li> <li>・居住者調査表（様式第13号の1）</li> <li>・居住者調査表（様式第13号の2）</li> <li>・消費税等調査表（様式第14号）</li> <li>・企業概要書（様式第15号の1）</li> <li>・移転工法（計画）案検討概要書（様式第15号の2）</li> <li>・移転工法（計画）各案の比較表（様式第15号の3）</li> <li>・補償説明記録簿（<u>様式第16号の1</u>）</li> <li>・<u>補償説明業務状況総括表（様式第16号の2）</u></li> <li>・費用負担説明業務状況総括表（様式第17号）</li> <li>・土地調書（様式第18号）</li> <li>・物件調書（様式第19号）</li> <li>・担当技術者通知書（様式第20号）</li> <li>・身分証明書（様式第21号）</li> <li>・照査結果報告書（様式第22号）</li> <li>・用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第23号）</li> </ul>

改 正 後	改 正 前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地調査等業務の施行に関する承諾書 (様式第 2 4 号)</li> <li>・ 用地調査等業務の施行に関する協議書 (様式第 2 5 号)</li> <li>・ 打合せ記録簿 (様式第 2 6 号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地調査等業務の施行に関する承諾書 (様式第 2 4 号)</li> <li>・ 用地調査等業務の施行に関する協議書 (様式第 2 5 号)</li> <li>・ 打合せ記録簿 (様式第 2 6 号)</li> </ul>

改正後

様式第14号

消費税等調査表

(1/2)		調査者	印	年月日
都道府県		市区町村		大字
調査対象者	住所	都道府県 市区町村 大字		
	氏名又は法人・代表者名			
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分		
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収票等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

改正前

様式第14号

消費税等調査表

(1/2)		調査者	印	年月日
都道府県		市区町村		大字
調査対象者	住所	都道府県 市区町村 大字		
	氏名又は法人・代表者名			
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分		
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収票等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

改正後

様式第16号

補償説明記録簿

説明場所					
説明年月日	年	月	日	時間	自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正前

様式第16号の1

補償説明記録簿

説明場所					
説明年月日	年	月	日	時間	自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																								
<p style="color: red; font-size: 1.2em; margin: 0;">※削除</p>	<p style="color: red; font-size: 0.8em; margin: 0;">様式第16号の2</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em; margin: 0;">補償説明業務状況総括表</p> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin: 0;">( 年 月 日 作 成 )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">概要</td> <td style="width: 15%;">事務所名</td> <td colspan="2">事務所 課 業者名</td> <td style="text-align: right;">(作成者 印)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務名</td> <td colspan="3">業務(工期)自 年 月 日～至 年 月 日: 日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務内容</td> <td colspan="3">: 用地測量: 物件調査: 積算: 土地評価: 営業調査: 事業損失 : その他( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計上の説明件数</td> <td>件</td> <td>実際の件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係者(相続人等を含む)Ⅱ</td> <td>人</td> <td>了解済関係者数Ⅱ</td> <td>人 (率 %Ⅱ/Ⅲ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地</td> <td>設計上の用地面積Ⅳ</td> <td>㎡ (了解済面積Ⅳ</td> <td>㎡・未了解済面積 ㎡ (率 %Ⅳ/Ⅴ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物</td> <td>設計上の建物戸数Ⅳ</td> <td>戸 (了解済戸数Ⅳ</td> <td>戸・未了解済戸数 戸 (率 %Ⅳ/Ⅴ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務所との打合わせ回数</td> <td colspan="3">回 (延べ回数)・(月平均 回程度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実 務 担 当 者 名</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該業務の概要及び特殊性:</td> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個別 内訳</td> <td>番 号</td> <td>関 係 人 (被相続人)</td> <td>相 続 人 等</td> <td>了 解 可 否</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">残件 内訳</td> <td>番 号</td> <td>関 係 人</td> <td>障 害 原 因</td> <td>残 件 に 係 る 今 後 の 対 応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.7em; margin-top: 5px;">注) 1 「業務内容」は、該当する項目を○で囲むこと。  2 「了解済」とは関係者に補償説明を行い了解を得た場合であり、「未了解」とは補償説明を行ったものの了解が得られなかった場合をいう。  3 「当該業務の概要及び特殊性」は、計画説明・境界立会・団体交渉及び行政機関の協力体制等について業務執行上の要因をとりまとめること。  4 「障害原因」は、簡潔にまとめること。  5 「残件に係る今後の対応」は、争点となった価格不満・代替地要求・計画反対・相続争い等について具体的な解決方法について専門家としての処理案をまとめること。</p>	概要	事務所名	事務所 課 業者名		(作成者 印)		業務名	業務(工期)自 年 月 日～至 年 月 日: 日間				業務内容	: 用地測量: 物件調査: 積算: 土地評価: 営業調査: 事業損失 : その他( )				地区名					所在地					設計上の説明件数	件	実際の件数	件		関係者(相続人等を含む)Ⅱ	人	了解済関係者数Ⅱ	人 (率 %Ⅱ/Ⅲ)		土地	設計上の用地面積Ⅳ	㎡ (了解済面積Ⅳ	㎡・未了解済面積 ㎡ (率 %Ⅳ/Ⅴ)		建物	設計上の建物戸数Ⅳ	戸 (了解済戸数Ⅳ	戸・未了解済戸数 戸 (率 %Ⅳ/Ⅴ)		事務所との打合わせ回数	回 (延べ回数)・(月平均 回程度)				実 務 担 当 者 名	①	②	③		当該業務の概要及び特殊性:	.....			個別 内訳	番 号	関 係 人 (被相続人)	相 続 人 等	了 解 可 否																										残件 内訳	番 号	関 係 人	障 害 原 因	残 件 に 係 る 今 後 の 対 応																									
概要	事務所名	事務所 課 業者名		(作成者 印)																																																																																																																					
	業務名	業務(工期)自 年 月 日～至 年 月 日: 日間																																																																																																																							
	業務内容	: 用地測量: 物件調査: 積算: 土地評価: 営業調査: 事業損失 : その他( )																																																																																																																							
	地区名																																																																																																																								
	所在地																																																																																																																								
	設計上の説明件数	件	実際の件数	件																																																																																																																					
	関係者(相続人等を含む)Ⅱ	人	了解済関係者数Ⅱ	人 (率 %Ⅱ/Ⅲ)																																																																																																																					
	土地	設計上の用地面積Ⅳ	㎡ (了解済面積Ⅳ	㎡・未了解済面積 ㎡ (率 %Ⅳ/Ⅴ)																																																																																																																					
	建物	設計上の建物戸数Ⅳ	戸 (了解済戸数Ⅳ	戸・未了解済戸数 戸 (率 %Ⅳ/Ⅴ)																																																																																																																					
	事務所との打合わせ回数	回 (延べ回数)・(月平均 回程度)																																																																																																																							
	実 務 担 当 者 名	①	②	③																																																																																																																					
	当該業務の概要及び特殊性:	.....																																																																																																																							
個別 内訳	番 号	関 係 人 (被相続人)	相 続 人 等	了 解 可 否																																																																																																																					
残件 内訳	番 号	関 係 人	障 害 原 因	残 件 に 係 る 今 後 の 対 応																																																																																																																					



改 正 後

別記1

成 果 物 一 覧 表

第11章	再 算 定 又 は 再 調 査	(略)	(略)
第12章	補 償 説 明	補償説明書簿 ※削除	共通仕様書様式第16号 ※削除
第13章	事業認定申請書等の作成	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
		(略)	
第14章	地盤変動影響範囲調査等	建物等調査一覧表	※様式は、地盤変動影響範囲調査定要件参照
		建物等調査書	
		損傷調査書	
		建物等の費用負担割算定書	
	費用負担の説明	補償説明書簿	共通仕様書様式第16号
		費用負担説明割算決定結果表	共通仕様書様式第17号

改 正 前

別記1

成 果 物 一 覧 表

第11章	再 算 定 又 は 再 調 査	(略)	(略)
第12章	補 償 説 明	補償説明書簿 補償説明割算決定結果表	共通仕様書様式第16号の1 共通仕様書様式第16号の2
第13章	事業認定申請書等の作成	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
		(略)	
第14章	工賃調査等	建物等調査一覧表	※様式は、地盤変動影響範囲調査定要件参照
		建物等調査書	
		損傷調査書	
		建物等の費用負担割算定書	
	費用負担の説明	補償説明書簿	共通仕様書様式第16号の1
		費用負担説明割算決定結果表	共通仕様書様式第17号